

【11月期社会教育委員の会議資料①】

黒田館長講話「社会教育関係団体や市民活動団体に対する支援の在り方」まとめ

- ・民間がやる社会教育をいかに大きくしていくかが、社会教育行政の本来の役割である。行政が自前で行う事業はあくまで「モデル事業」であり、最終的に行政の社会教育はなくなるのがめざすべき姿である。そのために行政は民間社会教育の支援をしている。
- ・市民のあらゆる生涯学習活動・社会教育活動は「無料と受益者負担の混交」であり、これを分けることはできない。また行政が支援すべき対象も市町村の状況によって変わるものであり、一律に決めることはできない。
- ・その市町村が支援する対象を考える際、「支援の条件」として公共性や公益性を設定してみると考えやすい。そのとき、公共性とは、公益性とは何かということを議論することで市町村の支援の在り方が見えてくる。
- ・そのような視点とは別に、生涯学習格差への対応は必要である。いろいろな要因で生涯学習の機会を失っている人たち、障がい者、マイノリティー、低所得者等々の学習支援は行政の重要な役割である。
- ・支援の在り方としては、指導・助言から連携・協働への道を探っていかなければならない。行政が行うモデル事業を通して市民との関係性づくりや「一緒につくり上げていく」という過程を共有する、そしてその次のステップとして自立した市民団体との連携・共働の道を模索する。そのような社会教育事業の複線化を意識して行う必要がある。「一歩先を行く」社会教育を行ってほしい。
- ・社会教育関係団体と市民活動団体の違いをあれこれと議論することはあまり意味がないが、一般的には次のようなとらえ方ができる。すなわち社会教育関係団体は、共同体（地縁）をベースとした開かれた組織である。間口が広いので目的や活動はあいまいになりがちである。一方市民活動団体は、「個」をベースとした組織である。目的が明確である反面、活動が尖鋭化し、排他的になりがちである。
- ・社会教育関係団体や市民活動団体は、ソーシャルキャピタル（社会関係資本、人と人とのつながり）創造の主要な役割を担っているはずである。

（意見交換における意見）

- ・「行政のトレーニングの場がない」というのは本当にそうだと思う。
- ・昔は社会教育関係団体も主要なものがいくつかあって行政もそこに働きかければよかったが、今はいろいろな団体がいて、一部だけを特別扱いはできないという行政の考え方はよく理解できる。
- ・社会教育関係団体と市民活動団体の境がなくなっていく、というのが世の中の流れだとは思いますが、では社会教育関係団体がなくなっていいのか。自分は社会教育というものにこだわっていきたい。
- ・昔は地縁によるコミュニティが成立しており、何かをやれば皆が参加していた。しかし今は「個」の時代である。社会参加や社会貢献活動はやりたいが、地域コミュニティには参加したくないという人は多い。そのような人を巻き込むためには、活動の目的をはっきりさせることがたいせつである。参加したいと思えるものを明確にすることがたいせつ。
- ・社会教育活動と市民活動の線引きはできない。活動にかかるお金は、どこかを優遇するのではなく、皆が一律に負担するのが当たり前ののではないか。
- ・いろいろな民間の活動があり、目的が同じような団体もいるのに、一緒に活動できていないのはもったいないと感じていた。だから、どう連携するのか、そういった団体に働きかけて、「連携しないともったいない」と思わせるきっかけづくりはまず必要だと思う。予想される「連携・共働のプログラム」まで考えて働きかけることはたいせつ。
- ・市民と行政の距離感はどうか、関係づくりはできているか。地道な積み重ねにより形成されるものである。連携や共働はあくまで手段であり、「何のためにそうするのか」がたいせつ。

【11月期社会教育委員の会議資料②】

これまでの議論の取りまとめとこれからの議論の方向性について

【社会教育関係団体とは】

→H20答申における「社会教育関係団体の判断基準について」

- ・技術の習得や教養を高めたり、生活を充実させたり、地域をよくするために行われる学習・文化・スポーツ等（学習活動、文化芸術活動、スポーツ・レクリエーション活動、ボランティア活動）を行うことを主たる目的とし、その活動を、地域文化・スポーツの向上や生活文化の振興、さらには社会福祉の増進につなげ、自主的な運営をする団体。

【社会教育関係団体は昔も今も変わらない、と言うが…】

→ますます多様化する「社会教育関係団体」のすがた

○「地縁」（共同体）をベースとし、幅広く分野全体の課題に対応する団体	・子ども会・育成会 ・PTA ・老人クラブ ・青年団、婦人会
○趣味・教養や目的などの「共有できるもの」でつながり、目的のために活動する団体	・古賀少年の船の会 ・写団こが ・古賀市市民劇団DAICOON ・特定非営利活動法人エコけん →「市民活動団体」という呼称が広がっている
○個々の団体の集合体として組織され、その分野全体の振興や情報共有・連携などのために活動する団体	・古賀市体育協会 ・NPO法人古賀市文化協会 ・古賀市環境市民会議（ぐりんぐりん古賀）

【「答申」に向けたこれからの議論のポイント】

→民間ベースの「社会教育関係団体」は、活動を定義することが困難

→**どのような活動がたいせつになってくるか（社会や時代の状況に対応して）**

- ・個人主義により、地縁（共同体）をベースにした団体を維持することが困難
- ・「公」を担う主体の多様化、「新しい公共」の考え方が広がる
- ・「自主・自立した活動」をどう広げていくか
- ・貧困、孤立などの社会の実情を見据え、「何のために、誰のために」活動するのか

「行政の支援」はどのようなものが望ましいか

- ・どのような活動を支援するのか、基準となるものは
- ・「ノーサポート、ノーコントロール（金も出さないが、口も出さない）」の原則
- ・「自主・自立した活動」をどう広げていくか